

1 段階的な教育活動実施の経過

6月1日(月)	分散登校、時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開(第一期)。
6月15日(月)	通常学級での授業開始。中学校において昼食を開始。(第二期)
7月1日(水)	小学校において給食提供を開始。部活動の段階的な活動を開始。(第三期)
8月1日(土)	中学校部活動において対外試合等の実施可。学校開放事業の開始。
8月3日(月)	夏季休業開始(～8月16日(日)まで)。
8月17日(月)	中学校昼食の再開。中学校部活動において活動制限の緩和(週3日以内→週4日以内)。
8月24日(月)	小学校給食の再開。

2 学校の様子

(1) 児童生徒の様子

6月1日から、分散登校や時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開しましたが、手洗いの励行、マスクの着用や換気の実施、各教科活動の状況に応じた感染症対策等、各校において、いわゆる「3密」を避けるなどしながら、児童生徒が安心して学校生活を送れるように取り組んでいます。

その後、2週間ごとに段階を上げて通常授業に戻していくなど、段階的に教育活動を展開したことで、大きな混乱もなく、徐々に通常の状態に戻してまいりました。

令和2年度の夏季休業は8月3日から16日に短縮し、17日から学校を再開していますが、夏季休業前と比較して、コロナへの感染不安を理由に欠席する児童生徒が、市内の感染動向を受けて若干増加しているものの、全体として元気に登校している児童生徒の様子が見られています。

(2) 学校における感染症対策

ア 感染症対策

児童生徒及び教職員は、「健康観察」「密閉、密集、密接の状態をできる限り避ける」「マスクの着用」「石鹸での手洗い」「消毒」「換気の実施」などに取り組み、感染症対策を行っています。

なお、気候の状況等により、熱中症等の健康被害が発生する恐れがある場合は、身体的距離を保つ、近距離での会話を控える等の配慮をし、マスクを外すよう注意喚起しています。

学校長を責任者として、校内に保健管理体制を構築しています。養護教諭・各学級担任などとともに、学校医、学校薬剤師と連携し、組織的に保健管理体制が整備されています。

イ 清掃・消毒

校内の清掃は、現在、学校の教室や廊下を児童生徒が毎日、通常どおりに実施しています。トイレ清掃は教職員が行っています。清掃活動を行う際には、換気の良い状況で、マスクをした上で行い、掃除が終わった後は、必ず石鹸を使用して手洗いを行うようにしています。

校内の消毒は、文部科学省で示されている「学校における消毒の方法等について」に従い、教職員で分担しながら行っています。

(3) 熱中症対策とのバランス

窓を開けて換気することで、室内の温度が28℃以下にならない場合は、窓やドアを一時的に閉め、休み時間に対角の窓・ドアを開けるなどして、効率よく換気しています。このような対応で温度が下がらない場合は、教室の温度を適正な室温に下げながら換気しています。

加えて、熱中症対策では、水分補給も大切です。授業中も水筒や水道の水を飲む機会を設けるなど、臨機応変に対応しています。

(4) 部活動

ア 中学校

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、7月1日から段階的に開始しており、7月中は週3日以内、1日あたり2時間以内の制限を設けて活動し、8月17日の夏季休業明けからは、週4日以内に制限を緩和しています。

8月1日(土)から、同一区内等、近隣校との対外試合や合同練習等を可としており、各区中学校体育連盟が主体となって、各競技・種目ごとに、主に最終学年の生徒の引退の機会として、感染予防措置を講じたうえで実施しました。

イ 高等学校

感染防止に細心の注意を払い、6月29日から段階的に開始しており、現在は「横浜市立学校部活動ガイドライン」に基づき、平日1日、休日1日の休養日を設けたうえで活動しています。

県高野連主催の神奈川県高校野球大会が8月1日(土)から実施されました。また、神奈川県高等学校軟式野球大会は8月12日(水)から実施されました。

県高体連主催の代替大会は、8月以降、19競技で開催されました。

(5) 給食・昼食

ア これまでの実施状況と学校の様子

小学校：7/1(火)給食開始、夏季休業前は7/22(水)まで、休業後は8/24(月)から実施。

(夏季休業短縮に伴い、7/20～22、8/24～31(土日除く)の計9回を追加実施。)

中学校：6/15(月)昼食開始、夏季休業前は7/31(金)まで、休業後は8/17(月)から実施。

(夏季休業短縮に伴い、7/20～31、8/17～25(土日除く)の計15回を追加実施。ハマ弁は実施の有無を学校単位、学年単位で設定でき、学校の実情に応じて提供されている。)

子どもたちは落ち着いて静かにおしゃべりをせず食べるなど、ガイドラインに沿った対応が行われています。会話は無くとも、みんなと一緒に食事ができることを喜んでいる様子が見受けられます。

イ 給食・昼食における感染症対策の取組例

- ・給食・昼食の前後での石鹸での手洗いの徹底、給食・昼食中の換気(窓開け)の実施。
- ・机は寄せずなるべく離れた状態で全員が同じ方向を向き、会話を控え静かに食べる。
- ・給食に関して、7～8月の献立を、配膳をしやすいよう、おかず3品から2品に変更。
(食材の工夫で必要な栄養価やエネルギーは確保している。)
- ・ハマ弁の配膳等の際、配膳スタッフとの接触機会を極力減らすよう学校の実情に合わせて工夫。等

(6) 学校開放

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、令和2年3月3日から7月31日まで事業を中止していましたが、感染防止対策を行い、学校教育活動に支障のない範囲で8月1日から事業の再開を可能としています。なお、校庭等の屋外施設に限っては、集団感染のリスクが少ないと考えられることから、7月19日以降の日曜日、祝日に再開することを可能としました。

学校施設の利用にあたっては、各利用団体において消毒等の感染拡大防止に努めながら活動を行っています。

(裏面あり)

3 行事等の取扱い

(1) 学校行事

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」において、8月31日までに実施予定の学校行事等について、感染拡大防止の観点から内容の変更、実施方法の工夫、延期等の対応を採ることとしていました。9月以降に実施を予定している学校行事についても引き続き、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫することとしています。

特に、運動会や体育祭の計画に当たっては、内容の変更や実施方法の工夫等（例えば、半日程度の開催など）を検討します。文化祭や学習発表会、フェスティバル等で、ステージを使った発表会を行う等の計画が予定されている場合も同様とします。

(2) 宿泊行事

遠足（旅行）・集団宿泊的行事については、延期または中止、目的地の変更や内容の精選による縮小等、あらゆる状況を想定した実施方法等の検討を行うこととしています。

実施の可否については、実施予定内容や目的地の感染流行状況等を考慮して、各学校において判断することとしています。

また、実施する場合の留意事項については、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」において、実施前や実施中等の場合に分けて記載し、併せて旅行等関係団体が作成する手引き等を周知するなど、感染症対策を踏まえた計画の検討を行うこととしています。

実施に際して、安全に児童生徒を引率できるよう、現地で発熱等の症状が生じた場合に対応する看護師等を随行させるための費用を公費で負担するために、令和2年9月補正予算にて計上しています。

仮に延期や中止を判断した場合に生じるキャンセル料について、各家庭で負担することによる家計への影響が大きいことから、併せて9月補正予算にて計上しています。

(3) 市主催行事

令和2年度の市主催行事について、上半期に実施を予定していた行事は原則として延期または中止を決定しました。

下半期に実施を予定している行事については、会場施設等において児童生徒が一定の距離を確保することができるなど、感染症対策を講じたうえで実施することができるものと判断できるものに限って、実施する方向で準備を進めています。

実施に向けた準備を行っている主な市主催行事

心の教育 ふれあいコンサート、バレエの世界、
横浜市立学校総合文化祭のうち、児童生徒音楽会、書写展、図画工作・美術・書道作品展 等

4 教職員の様子

「時間外勤務 月80時間超の教職員の割合」を前年度と比較すると、6月は、段階的に教育活動を再開したことや、「部活動等は行わない」となっていたこと、コロナ禍で出張の機会が減っていること等が影響し、いずれの校種においても前年度比で低い傾向が見られました。

7月は、すべての校種について、夏季休業の開始時期が例年より遅くなったことで、小学校・特別支援学校は前年度比では若干高い傾向が見られました。一方、中学校については、部活動を7月中は週3日以内、1日あたり2時間以内の制限を設けて活動していたことが影響し、前年度比で低い傾向が見られました。

8月は、夏季休業期間が例年より短かったものの、小学校・中学校・特別支援学校ともに、概ね前年度と同様の数値となりました。

(1) 感染対策に伴う負担増等

消毒、検温、健康カードのチェック等に人手がかかるため、教員だけでなく、用務員、調理員、事務職員等、学校全体で組織的に対応してきましたが、自身や周囲への感染に対して気を遣い、心的な疲労が大きい中での勤務となっていました。特に、妊娠中や持病を抱える職員の中には、大きな不安を校長に訴える者もいました。教職員にとって消毒作業の負担が大きいことも課題となっていました。

6月補正予算で対応した非常勤講師等の配置は、教職員にとって大きな安心感となっており、きめ細かな指導体制ができるため、結果的に教職員の心身の負担を軽減できています。

(2) 夏季休業期間における学校閉庁日の設定状況

教育委員会事務局では、8月3日から8月16日の期間を、市主催の行事や研修を行わない「学校閉庁期間」としています。当該期間中は、各学校の判断で日直を置かない「学校閉庁日」を設定できることとしており、約99%の学校が設定しました。

5 臨時休業に備える取組

臨時休業等の緊急時に備え、6月からインターネット環境の支援や教職員向けの研修を行ってきました。

具体的には、就学援助世帯等対象家庭のうちインターネット環境がない家庭に対して、臨時休業等の緊急時にモバイルWi-Fiルータを貸与できるよう、8月までに小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に合計4,000台を整備しました。また、ロイロノートのアカウントを学校に配付しました。

さらに、6月末に「『Zoom』の基本操作、活用事例等に関する研修」、8月に「『ロイロノート』・『学校YouTube』の基本操作や活用事例等に関する研修」を教職員に対して実施し、理解も深まってきました。

今後の臨時休業時には、紙での課題配付に加えて、学校ごとにオンラインを活用した「健康観察や日々の連絡等」など、現在の環境で可能な対応をしていきます。教育委員会事務局は、各学校のICT活用状況を把握し、必要な支援を実施・検討していきます。

6 市立学校の感染状況等（6月学校再開以降、9月7日正午時点まで）

教職員の感染者はこれまでに9人でした。また、児童生徒については49人でした。なお、感染者はいずれも無症状又は軽症です。感染拡大防止のため、区福祉保健センターによる積極的疫学調査や学校内の濃厚接触者の特定状況に応じ、1～3日程度の休校や学級閉鎖等の措置を行いました。また、小学校で複数人の感染者を確認した学校では、教職員及び児童全員のPCR検査を実施しました。当該校全体の感染者は17人です。当該校は2週間休校としました。

感染事例を踏まえ、感染予防・感染拡大防止の取組をさらに徹底するよう通知しました。